

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 9～10月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
3. 9～10月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
4. 発刊書籍＜解説＞（私法部門）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事】

(1) 広島高岡山支判平成12年9月14日判時1755号93頁

1 宗教団体が、非信者を勧誘・教化する布教行為、信者を各種宗教活動に従事させたり、信者から献金を勧誘する行為は、それらが、社会通念上、正当な目的に基づき、方法、結果が、相当である限り、正当な宗教活動の範囲内にあるものと認められる。しかしながら、宗教団体の行う行為が、専ら利益獲得の不当な目的である場合、あるいは宗教団体であることをことさらに秘して勧誘し、徒に害悪を告知して、相手方の不安を煽り、困惑させるなどして、相手方の自由意思を制約し、宗教選択の自由を奪い、相手方の財産に比較して不当に高額な財貨を献金させる等、その目的、方法、結果が、社会的に相当な範囲を逸脱している場合には、もはや、正当な行為とは言えず、民法が規定する不法行為との関連において違法であるとの評価を受けるものというべきである。

2 本件において、被控訴人の信者組織のメンバーが周到に計画したスケジュールに従って、有機的に連携してなした一連の行為が宗教的行為と評価しうるとしても、その目的、方法、結果が社会的に相当と認められる範囲を逸脱しており、教義の実践の名のもとに他人の法益を侵害するものであって、違法なものというべく、故意による一体的な一連の不法行為と評価されることになる。

3 被控訴人は少なくとも、その信者組織の信者らが有機的一体としてなした不法行為につき、これが被控訴人の事業の執行についてなされたものとして、民法715条の使用者責任を負うべきこととなる。

(2) 東京高判平成13年4月11日判時1754号89頁

日刊紙の新聞記事が、見出しのみを読む一般読者の印象からは、控訴人の社会的評価を低下させるものであったとしながら、控訴人の損害賠償及び同新聞への謝罪広告掲載の請求に対し、損害賠償に代えて同新聞に訂正記事を掲載することを命ずる限度で請求が認容された事例。

(3) 東京高判平成13年4月18日判時1754号79頁

建物の使用借主が死亡したケースにおいて、「貸主と借主との間に実親子同然の関係があり、貸主が借主の家族と長年同居してきたような場合、貸主と借主の家族との間には、貸主と同様な特別な人的な関係があるというべきである」として、民法599条の適用を否定し、家族に対して借主としての地位の相続を認めた事例。

【商事】

(4) 東京高判平成12年9月14日判タ1064号209頁

1 外板亀裂による浸水沈没事故が生じた船舶について、公的検査に合格していたことや、板厚検査により最大衰耗率の範囲内の衰耗しか認められなかった等の事情があっても、国際海上物品運送法5条1項1号の耐航能力保持について注意義務が尽くされたとは言えないとされた事例

2 運送品たる丸太を陸揚港の岸壁に陸揚げして引き渡すことが約定されている場合において、海没した丸太の引き上げ費用は、商法580条2項にかかわらず、運送人が負担する。

(5) 東京地判平成12年12月21日金法1621号54頁

営業譲渡人の商号を続用する営業譲受人たる被告が、対外的には営業譲渡人自体であるかのように振舞い、かつ、実質的にも営業譲渡人の業務を受託して債務を一部履行し、かつ、残部も履行するかのように行動してきた結果、営業譲渡人の債権者らが、被告を営業譲渡人と同一主体であると信じ、仮に別主体であるとしても被告が営業譲渡人の債務を引き受けたものと信じていたという事情の下では、被告が、商法26条2項所定の免責の登記の存在を理由に、営業譲渡人の債権者に対し、営業譲渡人の債務の支払を拒絶するのは、信義則に反する。

【知財】

(6) 最二判平成13年6月8日判時1756号55頁

ウルトラマンシリーズの映画の著作権に関して、タイ在住のYが社長を務めるB社（ただしタイ国内に法人登録はない）と日本における著作権者Xとの間で日本以外の地域における独占的使用権の有無が争われ、タイ国内でもXがYに著作権侵害を理由とする差止等の訴訟を提起している場合において、日本国内で著作権侵害（不法行為）に基づく損害賠償請求訴訟を提起する根拠としての不法行為地の裁判籍があるというためには、「被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じた」との客観的事実関係が証明されれば足りる」と判示された。

Yがタイから著作権侵害を警告する文書を送り、日本国内企業に到達させたことは、上記の客観的事実関係にあたり、管轄を肯定できる。

(7) 最判平成13年6月28日判時1754号144頁

既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、

既存の著作物と同一性を有するに過ぎない場合には、著作権法27条の翻案には当たらない
注：3号(13)で掲載したもの。

(8) 東京高判平成13年5月22日判タ1064号196頁

使用者等は、職務発明に係る特許権等の承継等に関しては、特許法35条3項の「勤務規則その他の定」により一方的に定めることができるものの、「相当の対価」の額についてまで一方的に定めることはできない。

注：3号(16)で掲載したもの

(9) 大阪高判平成13年8月30日 平成13(ネ)240 特許権 民事訴訟事件 最高裁HP

被告製品を外国向けにのみ販売、輸出し、今後も日本国内向けにおいて販売するおそれは認められない製品に関する間接侵害の成立が争われた。

原告は、特許法101条の「その物の生産にのみ使用する物」における「生産」、「その発明の実施のみに使用する物」における「実施」を、日本国内におけるものに限られると解することは、特許法101条1号の行為が終了した後に、侵害者以外の第三者による海外での「生産」物が日本国内に輸入されれば特許権侵害を構成し、他方、海外での「生産」物が海外で譲渡、使用されれば特許権の非侵害にとどまるという結果を招き、第三者による海外での行為如何で、間接侵害の成否が分かれることになり、法的安定性、法的公平性を欠くと主張したが、第三者による海外での「生産」物が日本国内に輸入される場合は、被告製品の製造が間接侵害を構成するのではなく、輸入行為により直接侵害が新たに発生すると考えるべきであり、被告製品が外国向けにのみ販売、輸出される限り、間接侵害は成立しないというべきであるから、法的安定性や法的公平性を欠くことにはならない、として控訴を棄却した。

(10) 東京地判平成13年9月20日 平成12(ワ)11657 不正競争 民事訴訟事件 最高裁HP

被告が書簡をもって、原告の顧客である訴外ソニー株式会社、原告の製造・販売する磁気信号記録用金属粉末は被告の有する特許を侵害すると考える旨告知したことは、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知又は流布する行為(不正競争防止法2条1項13号)に当たると主張して、原告が、被告に対し、同法4条に基づき損害賠償を求めるとともに、同法7条に基づき謝罪広告の掲載を求めた事案。

競業者が特許権侵害を疑わせる製品を製造販売している場合において、特許権者が競業者の取引先に対して、競業者が製造し販売する当該製品が自己の特許権を侵害する旨を告知する行為は、必ずしも虚偽の事実の告知として不正競争行為に該当するとはいえず、被告は真にソニーに対して本件特許等の権利を行使することを前提として、訴訟提起に先立って直接の交渉を持つために行ったものと認め、書簡の送付をもって、直ちに不正競争防止法2条1項13号所定の不正競争行為に該当するということとはできない、と原告の請求を棄却した。

(11) 東京高判平成13年9月27日 平成12(行ケ)207 特許権 行政訴訟事件 最高裁HP

M I Tの修士論文「Power FETs in Switching Applications」が特許法29条1項3号にいう特許出願前に外国において「頒布された刊行物に記載された」ものといえるかどうかについて争われた。「頒布された刊行物」とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体であって、頒布されたものを指すところ、(中略)公衆からの要求を待つてその都度原本から複製して交付されるものであっても差し支えないと解するのが相当である、という最高裁判所判決(昭和55年7月4日判決及び昭和61年7月17日判決)の判旨に照らし、M I T図書館において受け入れた論文の原本からマイクロフィルムが作成され、公衆の閲覧及び複製が可能な態勢が整えられていた事実により、少なくともそのマイクロフィルムを「頒布された刊行物」と認めることができるものであるから、この論文は、本件特許出願日(1983年9月27日)より前に外国において「頒布された刊行物に記載された」と認められた。

(12) 東京地判平成13年4月24日判時1755号43頁

1 本来ドメイン名は登録者の名称やその有する商標等、登録者と結びつく何らかの意味のある文字列であることは予定されていないが、登録者の名称、社名、その有する商標等をドメイン名として登録することが通常行われていることに照らせば、ドメイン名の登録につき先願主義が採られていること、登録に際して既存の商標等に関する権利との抵触の有無についての審査は行われていないことなどから、利用者としてはドメイン名が必ずしも登録者の名称等を示しているとは限らないことを認識しつつも、ドメイン名が特定の固有名詞と同一の文字列である場合などには、当該固有名詞の主体がドメイン名の登録者であると考えるのが通常と認められる。／そうすると、ドメイン名の登録者がその開設するウェブサイト上で商品の販売や役務の提供について需要者たる閲覧者に対して広告等による情報を提供し、あるいは注文を受け付けているような場合には、ドメイン名が当該ウェブサイトにおいて表示されている商品や役務の出所を識別する機能を有する場合があり得ることになり、そのような場合においては、ドメイン名が、不正競争防止法2条1項1号、2号にいう「商品等表示」に該当することになる。

2 個別の具体的事案においてドメイン名の使用が「商品等表示」「使用」に該当するかどうかは、当該ドメイン名が使用されている状況やウェブサイトに表示されたページの内容等から、総合的に判断するのが相当である。

【民事手続】

(13) 最決平成13年4月13日判時1751号72頁、判タ1064号138頁、金法1622号43頁

抵当権に基づく民事執行法43条1項に規定する不動産(同条2項のみなし不動産を含む。)を目的とする担保権の実行としての競売においては、抵当権の不存在又は消滅を売却許可決定に対する執行抗告の理由とすることはできない。

(14) 東京高判平成13年5月24日判時1755号74頁

本件においては、破産管財人が破産裁判所の許可を受けて破産財団に帰属していた破産宣告時の将来の退職金請求権の4分の1を破産財団に提供させることによって破産財団から放棄したというのであるから、放棄されて自由財産となった破産宣告時の退職金相当部分又は新得財産である破産宣告後の退職金相当部分に対して破産債権者が個別に強制執行をしたり、実質において個別取立てに等しい相殺権を行使するのと類似の取立て委託及び支払委託による退職金からの償還金控除及び被控訴人への払込みは、破産法16条の趣旨に反する。また払込代行の委任契約は、民法653条の原則に従い、委任者である控訴人が破産宣告を受けたことによって終了したものと解するのが相当である。そのうえ、本件払込みが退職時の控訴人の意思に反していたことは明らかであるから、本件払込みが控訴人の任意の弁済であるということとはできない。

(15) 東京高判平成12年10月25日金法1621号44頁

根抵当権に基づく物上代位権者は、民事執行法154条に定める配当要求債権者に含まれない。

(16) 大阪地判平成13年1月26日判時1751号116頁

依頼者が債権回収のため、弁護士に対して債務者の保険会社に対する高度障害保険金請求権を保全することを委託したケースにおいて、弁護士としては、右請求権は債務者の死亡前に行使しないと消滅するので、その生前に債権者代位権などによりこれを行使すべきことを助言すべき義務があるとされた事例。

【公法】

(17) 最三判平成13年9月25日 平成9年(行ツ)第176号生活保護申請却下処分取消請求事件 最高裁HP

不法残留者を保護の対象としていない生活保護法は憲法25条、14条1項に違反しない

(18) 大阪地判平成12年5月25日判時1754号102頁

検察官が、勾留中の被疑者・被告人と弁護人との信書の発受状況(内容の要旨を含む)を接見禁止の資料等として裁判所に提出した行為が違法であるとして、国家賠償請求が認容された事例。

【刑事】

(19) 大阪高判平成11年8月26日判タ1064号239頁

1 わいせつ画像データが記憶・蔵置されたコンピュータのハードディスクは刑法175条のわいせつ物に包含される。

2 ホストコンピュータにアクセスしてきた不特定多数の会員に、データをダウンロードさせて再生閲覧させた所為は、わいせつ物の陳列に該当する。

(20) 大阪高判平成11年12月10日判タ1064号287頁

Aの従業員である被告人が、公共職業安定所の業務係官に対し、「AはBを従業員として雇用している。」の旨の内容虚偽の就労証明等を提出して、同係官から、B名義の日雇労働被保険者手帳の交付を受けたとの事案において、雇用保険法85条1号(不正受交付罪。平成10年法第19号による改正前のもの)は、処罰対象者が日雇労働被保険者に限定される身分犯であるとして、被告人を無罪とした事例。

(21) 福岡高判平成12年9月21日判タ1064号229頁

1 本件パチンコ遊技台の電子計算機部分は、個々のパチンコ遊技台の機能を向上させる部品の役割を果たしているにすぎないと認められるから、刑法234条の2にいう「業務に使用する電子計算機」には該当しない。

2 本件パチンコ遊技台のロムやフラットハーネスを付け替えた行為は刑法233条の偽計業務妨害罪にあたる。

9～10月の主な発刊書籍一覧(私法部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・経営法友会・商事法務研究会編 184頁 ¥2800
別冊NBL63 会社法務部

・川井克倭・地頭所五編 青林書院 394頁 ¥3900
Q&A景品表示法―景品・表示規制の理論と実務―

・山田恒夫 酒井書店 252頁 ¥2600
国際取引法概論〔新版〕

・山田康孝監 商事法務研究会 276頁 ¥3600
別冊商事法務241 独占禁止法質疑応答集 平成13年度版

・商事法務研究会編 商事法務研究会 158頁 ¥2000
別冊商事法務242 社外取締役の実践談 . . . ★

・岸田雅雄・近藤光男・黒沼悦郎 商事法務研究会 315頁 ¥5000
アメリカ商事判例研究

・G.H.ジムニー他 勁草書房 256頁 ¥3200
成年後見シリーズ2 アメリカ成年後見ハンドブック

・藤田利之 商事法務研究会 169頁 ¥2800

外国人株主の議決権行使 議決権行使の時代を迎えて . . . ★

- ・中村直人 商事法務研究会 142頁 ¥1600
金庫株の商法改正と実務の対応
- ・泉田栄一・関英昭・藤田勝利他 信山社出版 704頁 ¥18800
現代企業法の新展開
- ・新堂幸司 有斐閣 320頁 ¥7400
権利実行法の基礎 民事訴訟法研究 6
- ・落合誠一 有斐閣 250頁 ¥2000
消費者契約法
- ・上田徹一郎 有斐閣 672頁 ¥5000
民事訴訟法〔第3版〕

9～10月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・日本社会保障学会編 法律文化社 324頁 ¥3600
講座社会保障法第1巻 21世紀の社会保障法
- ・日本社会保障学会編 法律文化社 334頁 ¥3700
講座社会保障法第2巻 所得保障法
- ・日本社会保障学会編 法律文化社 330頁 ¥3700
講座社会保障法第3巻 社会福祉サービス法
- ・日本社会保障学会編 法律文化社 358頁 ¥3900
講座社会保障法第4巻 医療保障法・介護保障法
- ・園部逸夫 有斐閣 400頁 ¥2800
最高裁判所十年

発刊書籍＜解説＞（私法部門）

- ・別冊商事法務242 社外取締役の実践談
我が国の有名企業の社外取締役による、同制度に対する実務経験談。座談形式および対談形式で綴られている。
各人が豊富な実務経験のもとにしたコーポレートガバナンス論を展開しているのが特徴である。掲載者の半数以上がアメリカの同制度との比較について言及しているが、単なる理論の紹介ではなく、同制度を導入する上での日本企業の問題点なども論じられている。
- ・外国人株主の議決権行使 議決権行使の時代を迎えて
日本企業の取締役会、監査役会などの構造的な問題点を指摘した上で、我が国においてこれまで実務上あまり重要視されてこなかった株主議決権行使の重要性を論じている。
各論では株主総会の議題となる様々な事項を列举し、有効的な議決権行使の指針を主に米国の諸団体における議決権行使の指針を用いて紹介している。海外の機関投資家の議決権行使の考え方を知る上で有用な実務書である。

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。